

# 地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要 (平成22年度当初予算関連法案)

## I 平成22年度分の地方交付税等の増額確保と算定内容の改正等

### ○ 地方交付税の1.1兆円増額

区分	平成22年度	平成21年度	差額
地方交付税	16兆8,935億円	15兆8,202億円	+1兆 733億円
実質的な地方交付税	24兆6,004億円	20兆9,688億円	+3兆6,316億円

※ 実質的な地方交付税＝地方交付税＋臨時財政対策債

### ○ 普通交付税等の算定内容を改正

- ・ 平成22年度の普通交付税の基礎となる単位費用の額を改正
- ・ 臨時財政対策債の発行期限を延長するとともに、その発行可能額の算出方法を見直し

### ○ 地方特例交付金の拡充等

- ・ 平成21年度の住宅ローン減税拡充に伴う減収補てん特例交付金の拡充
- ・ 平成22年度の子ども手当創設等に伴い、児童手当特例交付金について所要の措置

## II 補償金免除繰上償還措置の延長

地方公共団体が借り入れた旧資金運用部資金等の公的資金の補償金免除繰上償還措置を平成24年度まで延長

## III その他

公営競技納付金制度を平成27年度まで延長

施行期日 平成22年 4月 1日

# I 関係 参考

## 平成22年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分	平成22年度	平成21年度	増減額(A-B)	増減率	
	当初予算額	当初予算額			
	A	B	C	C/B	
一般会計	国税5税(30.415兆円)の法定率分 ①	94,654	118,329	△ 23,674	△ 20.0%
	所得税(12.614兆円)×32%	40,365	49,830	△ 9,466	△ 19.0%
	酒税(1.383兆円)×32%	4,426	4,544	△ 118	△ 2.6%
	法人税(5.953兆円)×34%	20,240	35,850	△ 15,609	△ 43.5%
	消費税(9.638兆円)×29.5%	28,432	29,884	△ 1,451	△ 4.9%
	たばこ税(0.827兆円)×25%	2,068	2,108	△ 40	△ 1.9%
	(小計)	95,530	122,215	△ 26,685	△ 21.8%
	平成20年度精算分 <sup>※1</sup>	(△ 6,596)	0	0	—
	平成9、10年度精算分 <sup>※2</sup>	△ 876	△ 3,886	3,010	△ 77.5%
	(小計)	△ 876	△ 3,886	3,010	△ 77.5%
	一般会計からの加算分 ②	76,291	42,784	33,507	78.3%
	法定加算	7,561	7,231	330	4.6%
	別枠の加算	14,850	0	14,850	皆増
	「地域活性化・雇用等臨時特例 費」の創設による別枠加算	9,850	0	9,850	皆増
H21年度別枠加算1兆円のうちH22年 度に協議することとされていた加算	5,000	0	5,000	皆増	
臨時財政対策加算	53,880	25,553	28,327	110.9%	
法附則第4条第1項柱書に基づく加算	0	10,000	△ 10,000	皆減	
計(入口ベース) ①+②=③	170,945	161,113	9,833	6.1%	
特別会計	返還金 ④	2	1	1	245.2%
	特別会計借入金償還額 ⑤	(△ 7,812)	0	0	—
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 5,712	△ 5,711	△ 1	0.0%
	剰余金の活用 ⑦	3,700	2,800	900	32.1%
	前年度からの繰越 ⑧	0	0	0	—
	計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧=⑨	△ 2,010	△ 2,910	900	△ 30.9%
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑨=⑩	168,935	158,202	10,733	6.8%	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※1 平成20年度精算分は後年度に精算を行うこととしている。平成21年度は平成19年度精算分である。

※2 平成21年度は平成18年度精算分が含まれている。

# I 関係 参考

## 雇用対策・地域資源活用臨時特例費の創設

### 算定額

4,500億円程度（うち、雇用対策の取組に3,000億円程度）  
〔 都道府県分 2,250億円程度  
市町村分 2,250億円程度 〕

### 算定経費

雇用対策や、地域資源を活用し、地域の自給力と創富力を高め、持続的な地域経営を目指す緑の分権改革の芽出しとしての取組など、「人」を大切にする施策を地域の実情に応じて実施できるよう創設。

### 算定方法

#### 《道府県分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times \{ (\alpha \times 0.4 + \beta \times 0.4 + \gamma \times 0.1 + 0.1) \times \delta + (\varepsilon \times 0.2 + \zeta \times 0.2 + \eta \times 0.4 + 0.2) \}$$

(680円) (H17国調)

- $\alpha$  : 全国平均 / 歳入合計に占める自主財源<sup>(※1)</sup>の割合
- $\beta$  : 1 / 有効求人倍率
- $\gamma$  : 有効求人倍率の変化率 / 全国平均
- $\delta$  : 雇用対策の取組に要する経費の額を1,500億円に合わせつけるための率
- $\varepsilon$  : 年少者人口割合<sup>(※2)</sup> / 全国平均
- $\zeta$  : 高齢者人口割合<sup>(※3)</sup> / 全国平均
- $\eta$  : 県民1人当たり農業産出額・漁業生産額及び林業産出額の合計 / 全国平均

#### 《市町村分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times \{ (\alpha \times 0.5 + \beta \times 0.3 + 0.2) \times \gamma + (\delta \times 0.2 + \varepsilon \times 0.2 + \zeta \times 0.4 + 0.2) \}$$

(526円) (H17国調)

- $\alpha$  : 全国平均 / 歳入合計に占める自主財源<sup>(※1)</sup>の割合
- $\beta$  : 第一次産業就業者比率 / 全国平均
- $\gamma$  : 雇用対策の取組に要する経費の額を1,500億円に合わせつけるための率
- $\delta$  : 年少者人口割合<sup>(※2)</sup> / 全国平均
- $\varepsilon$  : 高齢者人口割合<sup>(※3)</sup> / 全国平均
- $\zeta$  : 市町村民1人当たり農業産出額 / 全国平均

- ※1 : 自主財源とは地方税、分・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金及び繰越金の合計である。
- ※2 : 年少者人口割合とは、人口に占める15歳未満人口及び高等学校生徒数（道府県分のみ）の割合である。
- ※3 : 高齢者人口割合とは、人口に占める65歳以上人口の割合である。

合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算する合併算定替を適用することにより財源を確保。

## Ⅱ 関係参考

### 補償金免除繰上償還措置の延長（地方財政法の一部改正）

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）。

#### 1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

※財政力指数1.0以上の団体は対象外（ただし、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体は対象）

○ 旧資金運用部資金対象地方債残高 6,200億円以内

○ 旧簡易生命保険資金対象地方債残高 2,000億円以内

#### 2. 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還（H22～H24）

対象地方債：普通会計債（公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高校）及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

○ 旧公営企業金融公庫資金対象地方債残高 3,200億円以内

## その他参考

平成22年度までとなっている公営競技納付金制度（公営競技の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付し、地方債の利子の軽減に活用）について、平成27年度まで5年間延長する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例

- (一) 平成二十二年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成二十二年度における法定加算額七千五百六十一億円、臨時財政対策のための特例加算額五兆三千八百八十億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金三千七百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五千七百十二億円を控除した額に、地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算した額とする。

- (二) 平成二十二年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を平成二十八年度以降に繰り延べることとする。

- (三) 平成二十三年度から平成三十七年度までの地方交付税の総額について、千七百六十一億円を加算すること。

(四) 平成二十年度における地方交付税の精算減額六千五百九十六億六百六十九万八千円について、平成二十四年度から平成二十七年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額すること。

(五) 平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額のうち一兆二千四百十億四千七百五十万円に相当する額について、平成二十四年度から平成三十八年度までの各年度における地方交付税の総額から八百二十七億三千六百五十万円をそれぞれ減額することとする。

## 二 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 雇用創出及び農林漁業の活性化等の地域資源の活用に資する事業の実施に必要な経費の財源を措置するため、平成二十二年度における措置として「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を設けること。

(二) 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置等に要する経費の財源を措置すること。

(三) 特別支援教育の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。

(四) 地方再生に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立

国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。

(五) 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進等  
快適な環境づくりに要する経費の財源を措置すること。

(六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる  
経費の財源を措置すること。

(七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 その他所要の改正

第二 地方財政法の一部改正

一 公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長するこ  
と。

二 平成二十二年度に限り、臨時財政対策債を発行することができることとする。

三 平成二十二年度から平成二十四年度までの間に、地方公共団体から旧資金運用部資金又は旧簡易生命

保険資金又は旧公営企業金融公庫資金について繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体から行政の簡素化等を定めた計画が提出され、当該計画の内容が行財政改革に相当程度資するものであり、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると政府が認めるときは、政府等は、当該繰上償還に係る補償金の免除等の措置を講ずるものとする。

### 第三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

- 一 子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充すること。
- 二 その他所要の改正